

「新時代の教育のための国際協働プログラム」委託事業に係る  
審査要領

平成31年2月15日

令和3年6月15日一部改訂

「新時代の教育のための国際協働プログラム」委託事業に係る審査委員会（以下、「審査委員会」という。）における事業者の審査・評価を行うための審査委員を置く。審査委員は下記について遵守しなければならない。

記

（秘密の保持）

第1条 審査委員は、本審査で知り得た情報を口外してはならない。ただし、公表されている内容はその限りではない。また、審査委員は、委員として取得した情報（申請書類等の各種資料など）は、他の情報と区別し、善良な管理者の注意義務をもって管理する。

2 審査委員は、自身が審査委員であることを公言してはならない。

（利害関係者の審査）

第2条 審査委員は、競争参加者（競争参加者が法人の場合はその役員、その他事業計画書の中の研究代表者又は共同参画者等を含む）の中に次のいずれかに該当する者がいたときは、すみやかに文部科学省大臣官房国際課に申し出なければならない。

- ① 競争参加者の事業計画書の中に、何らかの形で審査委員自身が参画する内容の記載があった場合
- ② 審査委員が所属している法人等から申請があった場合
- ③ 審査委員自身が、過去5年以内に競争参加者から寄附を受けている場合
- ④ 審査委員自身が、過去5年以内に競争参加者と共同研究又は共同で事業を行い且つそのための資金を審査委員自身が受けている場合
- ⑤ 審査委員自身と競争参加者との間に、過去5年以内に取引があり且つ競争参加者からその対価を審査委員自身が受け取っている場合
- ⑥ 審査委員自身が、競争参加者の発行した株式又は新株予約券を保有している場合
- ⑦ その他、競争参加者との間に深い利害関係があり、当該競争参加者の審査を行った場合に社会通念上の疑義を抱かれるおそれがある場合

2 前項の1号から6号に該当する場合、当該審査委員はその関係性を有する競争参加者の審査を行ってはならない。また、7号に該当する場合、文部科学省は、審査委員

会に当該審査委員の審査の可否についての決定を求めなければならない。ただし、当該審査委員自ら当該競争参加者の審査を辞退した場合はその限りではない。

- 3 審査委員会は、前項の要請を受けた場合はただちに審査委員の中から委員長を選任し、当該審査委員の審査の可否について決定しなければならない。また、審査委員会は、前項の要請を拒否することもできる。
- 4 審査委員は、前項により審査委員会が審査を行ってはならないことを決定した場合又は要請を拒否した場合は、その関係性を有する競争参加者の審査を行ってはならない。

(不公正な働きかけ)

第3条 審査委員は、当該審査について不公正な働きかけがあった場合は、すみやかに文部科学省大臣官房国際課に報告しなければならない。

- 2 文部科学省は、前項の報告を受けた場合は、適切に対処しなければならない。